

総務



市庁舎受変電設備管理棟

総

務

1 市 庁 舎

(1) 本庁舎及び消防防災合同庁舎

所 在 地 一宮町一丁目5番1号
☎65-1234

沿 革 昭和12年11月開庁（旧新居浜町役場庁舎使用）
昭和19年5月庁舎開庁
昭和25年11月火災により焼失
昭和27年4月庁舎開庁
昭和27年10月議事堂開設
昭和41年度から庁舎建設基金設置
具体的検討に着手
昭和48年議会に庁舎建設特別委員会を設置
昭和53年7月庁舎建設着工
昭和55年1月31日庁舎完成
昭和55年3月3日開庁
令和2年3月26日消防防災合同庁舎完成

敷地面積 2万847.86㎡

駐 車 場 収容台数約212台（来客用及び大型バス2台分含む）

（本庁舎）

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階・地上6階・塔屋2階、鉄筋コンクリート造2階建

建 築 面 積 3,889.30㎡

延 床 面 積 1万5,515.94㎡
（受変電設備管理棟含む）

建物の高さ 36.4m

建設事業費 30億1,000万円（建設費27億5,000万円、一部用地取得費2億6,000万円）

（消防防災合同庁舎）

構 造 鉄筋コンクリート造・一部鉄骨鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造地上6階建

建 築 面 積 2,122.82㎡

延 床 面 積 8,085.00㎡
（訓練棟・土のう置場含む）

建物の高さ 27.2m

建設事業費 56億3,289万円

(2) 支所庁舎

区 分	別 子 山 支 所
所 在 地	別子山甲347番地の1 ☎64-2011
敷 地 面 積	821.54㎡
構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
延 床 面 積	(827.23㎡の内) 196.23㎡使用
建 築 年 月 日	昭和59年度(新築) 令和2年11月30日(増築)
建 設 事 業 費	建設費 6,426万円 —

(3) 本庁舎及び消防防災合同庁舎案内図

本庁舎

議場傍聴席

消防防災合同庁舎

6階
(議事堂)

5階

4階

3階

2階

1階

地階

議場傍聴席													
議場													
第1・2・3・4 委員会議室													
議員全員協議会室													
正副議長室													
正副議長応接室													
議員控室													
議員応接室1・2													
議会資料室													
議会図書室													
議会事務局													
議事録													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													
議事													

2 市 有 財 産

(1) 土地建物

(R7.3.31 現在・単位：㎡)

区 分			土地（地積）	建 物 延 床 面 積		
				木 造	非 木 造	計
行政財産	本 庁 舎		27,915	185	23,060	23,245
	その他の行政機関	（ 消 防 ） 施 設	20,041	36	9,738	9,774
		そ の 他 の 施 設	525,523	28	40,648	40,676
	公 共 用 財 産	学 校	474,934	1,410	165,763	167,173
		公 営 住 宅	211,557	5,854	123,769	129,623
		公 園	989,594	2,638	5,778	8,416
		そ の 他 の 施 設	1,078,413	5,699	102,683	108,382
	小 計		3,327,977	15,850	471,439	487,289
普通財産	山 林		47,800,896	188	30	218
	普 通 財 産 ・ そ の 他 一 般		304,565	5,452	21,263	26,715
	工 業 団 地 臨 海 工 業 用 地		29,473	0	0	0
	小 計		48,134,934	5,640	21,293	26,933
合 計			51,462,911	21,490	492,732	514,222

(2) 物 権

(R7.3.31 現在・単位：㎡)

区 分	地 積
地 上 権	69,043
借 地 権	198,524
無 償 借 地 権	81,589
合 計	349,156

(3) 有価証券

(R7.3.31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
株 券	131,800

(4) 出資による権利

(R7.3.31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
全 国 漁 業 信 用 基 金 協 会	2,100
愛 媛 県 農 業 信 用 基 金 協 会	510
(有) 別 子 木 材 セ ン タ ー	34,880
新 居 浜 市 土 地 開 発 公 社	10,000
(社福) 新 居 浜 社 会 福 祉 事 業 協 会	1,000
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	2,512
愛 媛 県 信 用 保 証 協 会	17,903
(公財) 愛 媛 の 森 林 基 金	14,618
(公財) え ひ め 海 づ くり 基 金	13,472
(公財) 新 居 浜 市 文 化 体 育 振 興 事 業 団	50,000
(公財) え ひ め 産 業 振 興 財 団	17,913
(公財) 愛 媛 県 国 際 交 流 協 会	3,789
(一財) 日 本 立 地 セ ン タ ー テ ク ノ ポ リ ス 債 務 保 証 基 金	3,135
(公財) え ひ め 東 予 産 業 創 造 セ ン タ ー	375,905
(公財) 愛 媛 県 暴 力 追 放 推 進 セ ン タ ー	11,582
(公財) え ひ め 農 林 漁 業 振 興 機 構	16,834
愛 媛 県 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア 支 援 本 部	1,818
(公財) 愛 媛 県 ス ポ ー ツ 振 興 事 業 団	11,624
(公財) 愛 媛 県 文 化 振 興 財 団	3,518
合 計	593,113

(5) 基金 (R7.3.31 現在・単位:千円)

区 分	金 額
特 別 奨 学 基 金	30,765
奨 学 資 金 貸 付 基 金	99,812
青 野 記 念 奨 学 基 金	70,723
しらうめ入学準備金貸付基金	52,247
財 政 調 整 基 金	2,081,560
体 育 施 設 建 設 基 金	667,551
平 尾 墓 園 管 理 基 金	58,054
文 化 振 興 基 金	791,632
寺 尾 音 楽 教 育 振 興 基 金	8,931
減 債 基 金	1,139,058
図 書 館 図 書 整 備 基 金	36,136
地 域 福 祉 基 金	175,020
生 活 文 化 ま ち づ くり 基 金	2,630
国 際 交 流 基 金	16,461
工 藤 交 通 災 害 遺 児 修 学 基 金	10,252
ふるさと・水と土保全対策基金	10,036
国民健康保険財政調整基金	69,927
介 護 給 付 費 準 備 基 金	1,065,379
浮 川 健 康 づ くり 基 金	51,179
公 共 施 設 整 備 基 金	1,001,554
別 子 山 振 興 基 金	215,410
災 害 対 策 基 金	139,548
こ だ も 夢 未 来 基 金	41,306
合 併 振 興 基 金	1,233,512
あ か が ね 基 金	45,840
環 境 保 全 基 金	50,626
も の づ くり 産 業 振 興 基 金	80,823
美 術 品 購 入 基 金	112,634
森 林 環 境 譲 与 税 基 金	34,270
合 計	9,392,876

(債権額等含む)

財政調整基金	令和7年5月31日	450,000千円	取崩し
平尾墓園管理基金	令和7年5月31日	623千円	取崩し
文化振興基金	令和7年5月31日	11,000千円	取崩し
寺尾音楽教育振興基金	令和7年5月31日	200千円	取崩し
減債基金	令和7年5月31日	332,000千円	取崩し
地域福祉基金	令和7年5月31日	39,551千円	取崩し
国際交流基金	令和7年5月31日	4,991千円	取崩し
介護給付費準備基金	令和7年5月31日	54,136千円	取崩し
公共施設整備基金	令和7年5月31日	304,553千円	取崩し
別子山振興基金	令和7年5月31日	15,436千円	取崩し
災害対策基金	令和7年5月31日	11,980千円	取崩し
こども夢未来基金	令和7年5月31日	4,992千円	取崩し
合併振興基金	令和7年5月31日	140,648千円	取崩し
あかがね基金	令和7年5月31日	26,018千円	取崩し
環境保全基金	令和7年5月31日	27,355千円	取崩し
ものづくり産業振興基金	令和7年5月31日	34,341千円	取崩し

3 債 権 管 理

地方公共団体が主体的に特色あるまちづくりを推進するためには、相応の財源が必要であり、少子・超高齢化が進展している現在、これまで以上に経費の節減と市民の公平・公正な負担に基づく自主財源の確保が重要となっている。

このようなことから、本市が保有する債権について一層の適正管理と未収債権の効果・効率的な回収の取組を検討し実施する。

(1) 新居浜市債権管理条例

債権管理の基本は法令遵守にあり、地方自治法その他関係法令や平成27年9月に「市民負担の公平性及び財政の健全性」の確保を目的に制定した「新居浜市債権管理条例」の規定に基づき、市の債権管理の一層の適正化を図る。

(2) 新居浜市債権管理計画

本市が保有する債権の適正かつ計画的な管理と効果・効率的な回収に取り組むための基本的な考え方を示しており、この計画に沿って適正な債権管理と的確な債権回収を推進し、市財政の健全化及び市民負担の公平性を確保することにより公平・公正な市政運営を図る。

(3) 強制徴収公債権の滞納整理

税外債権で、法令の定めにより地方税法の滞納処分例により強制徴収できる債権(自力執行権のある公債権)は、債権所管課において積極的に滞納整理を行うことができるよう債権管理担当課が支援・助言を行っている。

(4) 非強制徴収公債権及び私債権の滞納整理

本市自ら強制徴収ができない公債権(自力執行権のない公債権)及び私債権のうち、滞納額及び件数の多い債権を重点滞納債権に指定し、法的措置も視野に入れ、債権管理担当課が支援・援助を行い、未収債権の回収を進める。

4 契 約

契約の状況

(単位：件、千円)

区 分			年 度	令和 4	5	6
工 事 請 負 契 約	市 内 業 者	件 数	252 (3)	258 (2)	227	
		金 額	5,187,967 (1,663,200)	4,888,733 (494,560)	5,021,224	
	市 外 業 者	件 数	30	29	22	
		金 額	1,029,232	1,475,717	2,640,354	
	小 計	件 数	282 (3)	287 (2)	249	
		金 額	6,217,199 (1,663,200)	6,364,450 (494,560)	7,661,578	
物 品 購 入 契 約		件 数	3,211	2,682	2,504	
		金 額	484,909	355,443	483,125	

注 1：()内件数は共同企業体

注 2：()内金額は出資比率による。

注 3：共同企業体の代表者の方に件数を入れる。

注 4：工事請負契約は、上下水道局(水道局)及び港務局契約分を含む。

5 市 税

(1) 税目・税率等

(R7.4.1 現在)

税 目	区 分 ・ 税 率 等			納税義務者		
個 人 市民税	均等割	定額 3,500円		58,265 人		
	所得割	6.0%				
法 人 市 民 税	均 割	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円	20 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円	14 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円	200 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	21 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円	152 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	43 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円	513 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円	27 社		
		上記以外の法人等	年額 5万円	2,850 社		
		合 計		3,840 社		
	法人 税割	$\frac{8.4}{100}$				
	軽 自 動 車 税 (種 別 割)	原動機付自転車			(課税台数)	
ア 第1種原付50cc以下			年額 2,000円	7,434台		
イ 特定小型原付			年額 2,000円	29台		
ウ 第2種原付(乙)50cc超90cc以下			年額 2,000円	802台		
エ 第2種原付(甲)90cc超125cc以下			年額 2,400円	2,507台		
オ ミニカー (3輪以上20cc超50cc以下又は0.25KW超0.6KW以下)			年額 3,700円	84台		
軽自動車及び小型特殊自動車						
ア 2輪のもの			年額 3,600円	1,353台		
イ 3輪のもの		{	{	(新税率)	年額 3,100円	0台
				(重課税率)	年額 3,900円	0台
				(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 4,600円	3台
				営業用	年額 1,000円	0台
				(新税率)	年額 5,500円	2台
				(重課税率)	年額 6,900円	5台
				(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 8,200円	7台
				(" 50%軽減)	年額 1,800円	0台
				(" 25%軽減)	年額 3,500円	0台
				年額 5,200円	0台	
ウ 4輪以上のもの		{	{	年額 7,200円	6,509台	
				(新税率)	年額 10,800円	17,873台
				(重課税率)	年額 12,900円	8,630台
				(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 2,700円	19台
				営業用	年額 3,000円	35台
				(新税率)	年額 3,800円	104台
				(重課税率)	年額 4,500円	59台
				(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 1,000円	8台
				営業用	年額 4,000円	1,263台
				(新税率)	年額 5,000円	4,949台
エ 農耕作業用自動車		{	{	(重課税率)	年額 6,000円	4,122台
	(グリーン化特例(軽課)75%軽減)			年額 1,300円	0台	
	営業用			年額 2,400円	124台	
	(新税率)			年額 3,600円	38台	
	(重課税率)			年額 5,900円	117台	
	(グリーン化特例(軽課)75%軽減)			年額 6,000円	2,119台	
オ ポートトレーラー						
カ その他のもの						
キ 2輪の小型自動車						
計			58,201台			

税目	燃費性能等（自家用乗用車）	税 率
軽自動車税 （環境性能割）	電気自動車、天然ガス軽自動車	非課税
	★★★★かつ2030年度燃費基準80%達成車※	非課税
	★★★★かつ2030年度燃費基準70%達成車※	1.0 %
	上記以外	2.0 %

※ ★★★★★：2018年排出ガス基準50%低減達成車または2005年排出ガス基準75%以上低減達成車

税 目	区 分 ・ 税 率 等	納税義務者
市 た ば こ 税	1,000 本につき 6,552 円	7 社
入 湯 税	1 人 1 日について150円	1 社
固 定 資 産 税 （償却資産含む）	$\frac{1.4}{100}$	48,601 人
都 市 計 画 税	$\frac{0.28}{100}$	36,710 人
特 別 土 地 税 保 有 地 税	取得分 $\frac{3}{100}$ 保有分 $\frac{1.4}{100}$	—

(2) 納税義務者数

市 民 税

ア 個 人

（R 6. 7. 1 現在・単位：人）

区分 \ 年	令和 2	3	4	5	6
普 通 徴 収	6,544	6,296	6,197	6,327	5,907
特 別 徴 収（給 与）	42,033	42,463	42,442	42,344	42,643
特 別 徴 収（年 金）	9,407	9,419	9,256	9,153	9,704
計	57,984	58,178	57,895	57,824	58,254

イ 法 人

（R 6. 7. 1 現在・単位：社）

区分 \ 年	令和 2	3	4	5	6
法人均等割納税義務者数	3,646	3,679	3,744	3,783	3,840

(3) 固定資産概要調書

ア 土 地

（R 7. 4. 1 現在）

区分 \ 地目		田	畑	宅 地	池沼	山 林	原野	雑種地	計
地積	評価総地積 (㎡)	7,109,239	5,604,821	25,682,477	28,242	62,338,134	104,026	4,766,887	105,633,826
	法定免税点以上(㎡)	4,355,476	4,355,476	25,460,192	23,391	59,878,162	90,528	4,643,747	100,792,595
決定 価格	総 額 (千円)	1,219,684	1,085,320	456,035,330	53,905	908,405	2,841	28,403,996	487,709,481
	法定免税点以上(千円)	1,150,971	1,038,475	454,158,031	53,713	872,954	2,237	28,216,265	485,492,646
課 税 標 準 額 (千円)		1,044,203	822,591	187,845,665	37,880	908,405	2,672	19,525,502	210,186,918
筆数	評 価 総 筆 数	11,755	11,910	117,962	34	8,830	202	10,804	161,497
	法定免税点以上	10,318	8,706	115,109	27	6,877	159	9,009	150,205
単位 当り 価格	平均価格 (円/㎡)	172	194	17,757	1,909	15	27	5,959	
	最高価格 (円/㎡)	37,687	29,703	69,530	12,897	22	7,298	69,980	

イ 家 屋

(R7.4.1 現在)

区 分		総 数 (A)	法定免税点未満	法定免税点以上(B)	構 成 (B/A)
納 税 義 務 者 (人)		43,466	3,676	39,790	91.54
棟 数	木 造	54,511	4,191	50,320	92.31
	木 造 以 外	19,422	256	19,166	98.68
	計	73,933	4,447	69,486	93.99
床 面 積 (㎡)	木 造	4,836,239	232,921	4,603,318	95.18
	木 造 以 外	4,703,721	5,702	4,698,019	99.88
	計	9,539,960	238,623	9,301,337	97.50
決 定 価 格 (千円)	木 造	109,732,599	317,353	109,415,246	99.71
	木 造 以 外	163,693,534	20,486	163,673,048	99.99
	計	273,426,133	337,839	273,088,294	99.88
単 位 当 価 格 (円/㎡)	木 造	22,690	1,362	23,769	—
	木 造 以 外	34,801	3,593	34,839	—

ウ 償却資産

(R7.4.1 現在)

区 分		決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳 (千円)	
				課税標準の特 例措置の適用 を受けるもの	左記以外のもの
市決 長定 がし 価た 格も をの	構 築 物	48,105,339	47,880,520	117,760	47,762,760
	機 械 及 び 装 置	143,268,220	136,023,086	518,021	135,505,065
	船 舶	2,441,418	1,356,016	1,085,402	270,614
	車 両 及 び 運 搬 具	839,228	839,228	0	839,228
	工 具 器 具 備 品	16,392,337	16,375,089	375	16,374,714
	小 計 (イ)	211,046,542	202,473,939	1,721,558	200,752,381
法条 第三 八係	総 務 大 臣	43,759,539	41,535,999		
	県 知 事	49,183	47,296		
	小 計 (ロ)	43,808,722	41,583,295		
合 計 (イ) + (ロ)		254,855,264	244,057,234		

(4) 市税収納状況

ア 過去5カ年度収納状況(滞納繰越分含む。)

(単位：千円)

年 度	調 定 額	収 納 額	収 納 率
令和 2	19,736,303	19,331,276	97.95 %
3	19,746,410	19,503,776	98.77
4	19,919,182	19,711,989	98.96
5	20,775,731	20,582,488	99.07
6	20,125,462	19,932,939	99.04

イ 令和6年度 税目別収納状況 (単位：千円)

税 目		調 定 額	収 納 額	収 納 率
市 民 税	個 人	5,672,027	5,625,974	99.19 %
	法 人	1,750,134	1,745,541	99.74
	小 計	7,422,161	7,371,515	99.32
固 定	固定資産税	10,127,582	10,014,722	98.89
	交 付 金	10,862	10,862	100.00
	小 計	10,138,444	10,025,584	98.89
特別土地保有税		0	0	—
軽自動車税	種 別 割	454,180	439,066	96.67
	環境性能割	25,617	25,617	100.00
	小 計	479,797	464,683	96.85
市 た ば こ 税		843,168	843,168	100.00
入 湯 税		491	491	100.00
都 市 計 画 税		1,241,401	1,227,498	98.89
総 計		20,125,462	19,932,939	99.04

6 職 員

(1) 職員数

(R7.4.1 現在・単位：人)

部 局 名	定 数	実 職 員 数				
		事務職	技術職	技能職	教育職	計
市 長 事 務 部 局	651	386	209	7		602
上 下 水 道 局	68	20	38			58
消 防 長 の 事 務 部 局	164	153				153
議 会 の 事 務 部 局	10	8				8
教 育 委 員 会 の 事 務 部 局	73	39	12		10	61
選 挙 管 理 委 員 会 の 事 務 部 局	4	3				3
監 査 委 員 の 事 務 部 局	3	3				3
農 業 委 員 会 の 事 務 部 局	7	5				5
派 遣 職 員	6	2				2
合 計	986	619	259	7	10	895

注1：実職員数には、休職・育児休業職員を含む。

注2：新居浜市職員定数条例（抜粋）

（定数外の職員）

第4条 兼職者及び新居浜市から給与を支給されない職員で次の各号に掲げる職員は、第2条の定数外とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職を命じられた職員
- (2) 法第55条の2第1項ただし書の規定により、職員団体の業務に専ら従事する職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(2) 一般行政職の級別職員数の状況

(R7.4.1 現在)

区分	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
標準的な 職務内容	部 長	次 長	課 長 主幹、技幹	副課長	係 長 主 査	主 任	上級主事	主 事	
職 員 数	8 人	21 人	54 人	98 人	94 人	87 人	76 人	45 人	483 人
構 成 比	1.7 %	4.3 %	11.2 %	20.3 %	19.5 %	18.0 %	15.7 %	9.3 %	100.0 %

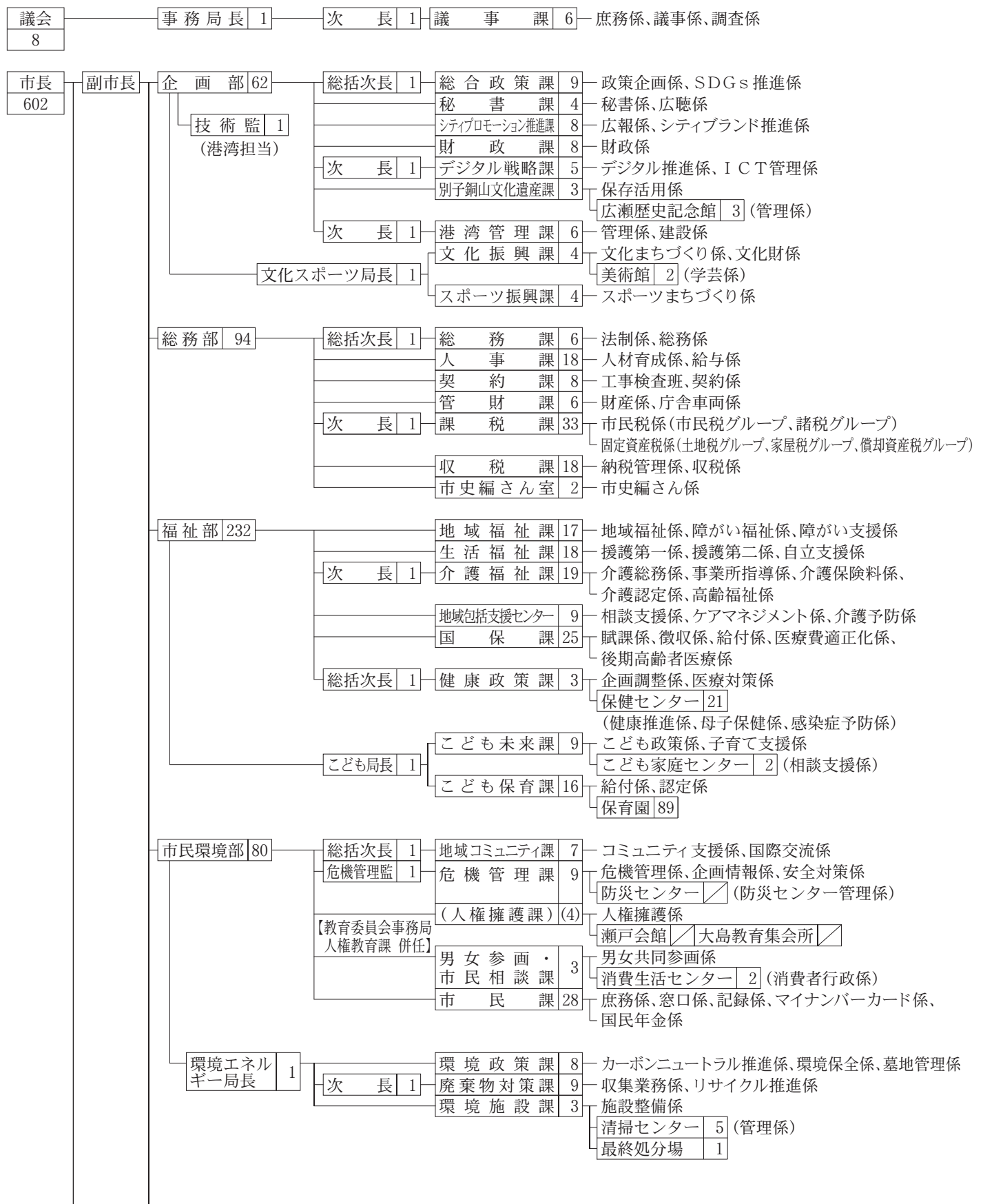
注1：新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

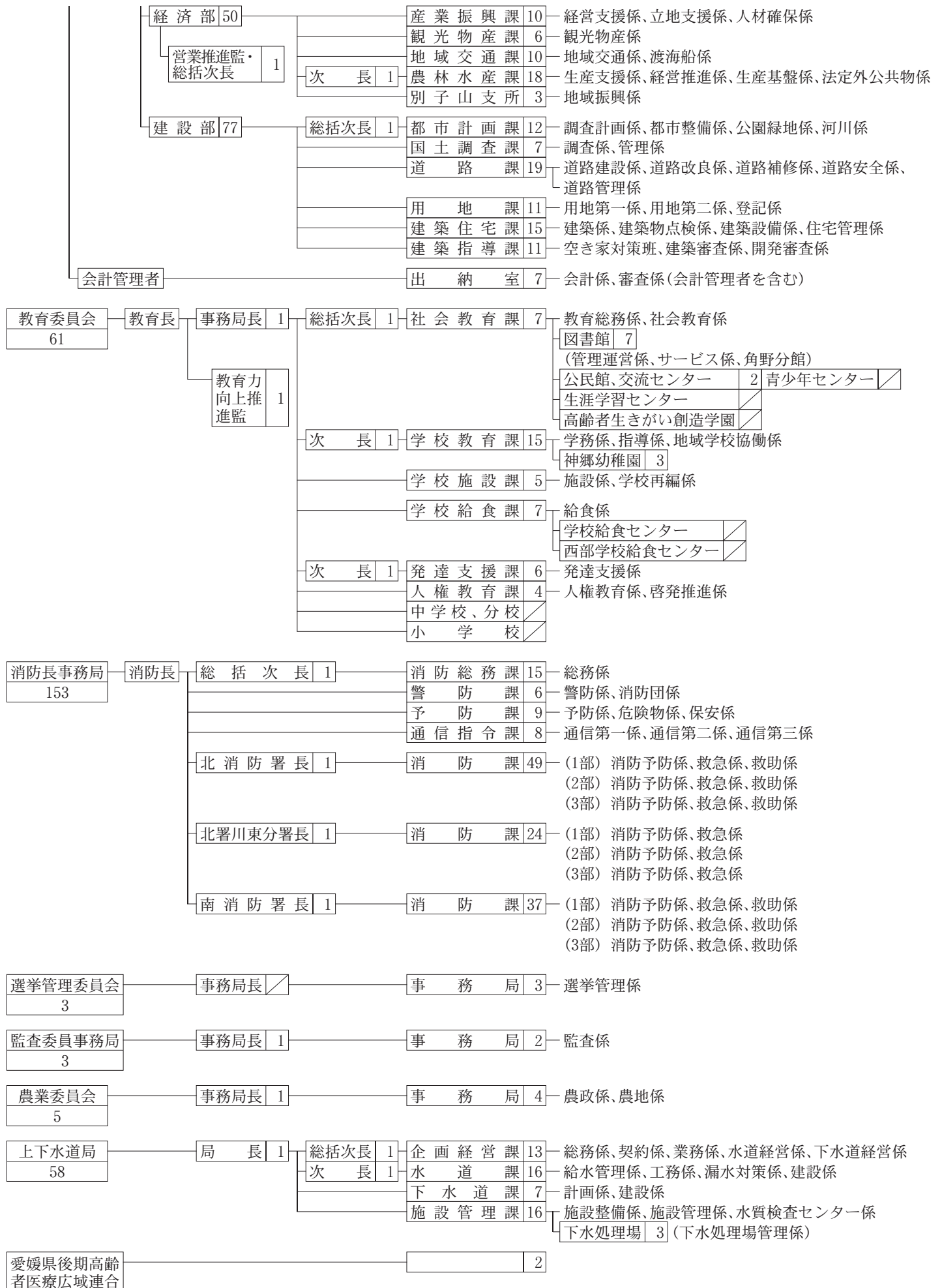
注2：暫定再任用職員(短時間は除く。)を含む。

7 行政機関と職員数・機構(組織)改革の変遷

(1) 行政機関と職員数

(R7.4.1 現在)





(2) 機構(組織)改革の変遷

過去10年間の組織機構改革の主なものは次のとおりである。

28. 4. 1 建設部に国土調査課を設置。
建築指導課に空き家対策班を設置。
都市計画課の国土調査係、駅周辺整備係を廃止。
別子銅山文化遺産課の文化遺産係を廃止し、保存活用係、整備推進係を設置。
スポーツ文化課の芸術文化係と埋蔵文化財係を廃止し、文化政策係、生涯スポーツ係を設置。
郷土美術館、工業試験場を廃止。
端出場温泉保養センターを廃止し、観光交流施設を設置。
29. 4. 1 清掃センターのリサイクル施設管理係を廃止、焼却施設管理係を管理係に名称変更。
学校教育課に地域学校協働係を新設。
スポーツ文化課を廃止し、スポーツ振興課と文化振興課を設置。文化振興課に文化財係を新設。
総合文化施設管理課を廃止。学芸係を文化振興課に移管。
図書館に市史編さん準備係を新設。
30. 4. 1 国体推進室を廃止。
地方創生推進室を廃止し、地方創生推進課を設置。
債権管理対策室を廃止し、債権管理課を設置。
図書館の市史編さん準備係を廃止し、総務部に市史編さん室を設置。
地域包括支援センターの包括支援係を廃止し、相談支援係、ケアマネジメント係を設置。
保健センターの成人保健係と精神保健係を廃止し、成人・精神保健係を設置。
保健センターに子育て世代包括支援センターを設置、子育て応援係を新設。
下水道管理課に総務係を新設。
農林水産課に鳥獣対策係を新設。
国土調査課に認証係を新設。
31. 4. 1 地域包括支援センターを介護福祉課から分離し、福祉部に設置。
地域コミュニティ課に国際交流係を新設。
環境部に河川水路課を新設。
環境部の公共下水道部門と水道局を再編し、上下水道局を新設。
上下水道局に、水道総務課と下水道管理課を再編し、企業総務課と企業経営課を設置するとともに、水道工務課、水源管理課、下水道建設課を設置。

2. 4. 1 企画部情報政策課をICT戦略課に名称変更し、システム開発係、システム管理係、情報化推進係を廃止しICT政策係、ICT管理係を設置。
別子銅山文化遺産課の保存活用係を保存整備係に、整備推進係を活用推進係に名称変更。
地方創生推進課のブランド戦略推進係を廃止し、総合戦略推進係、シティプロモーション係を設置。
福祉部子育て支援課(保育係、支援係、給付係)を子育て支援課(支援係、給付係)とこども保育課(給付係、認定係)に分課。
市民部と環境部を統合し、市民環境部を設置。
防災安全課を危機管理課に名称変更し、防災センターを設置。防災情報係を廃止し、企画情報係、防災センター管理係を設置。
環境部河川水路課を建設部に移管。
教育委員会に人権教育課を設置。(人権教育係、啓発推進係)
上下水道局下水道建設課の施設管理係を廃止し、汚水施設管理係と雨水施設管理係を設置。
消防本部総務警防課を消防総務課と警防課に分課。
3. 4. 1 総務部総務課の事務管理係を総務係に名称変更。
福祉部に健康政策課を設置。(企画調整係、医療対策係)
福祉部東新学園を廃止。
市民環境部地域コミュニティ課の地域交流係をコミュニティ支援係に名称変更。
市民環境部市民課にマイナンバーカード交付係を設置。
経済部運輸観光課(運輸企画係、観光物産係、渡海船係)を観光物産課(企画係、振興係)と地域交通課(運輸企画係、渡海船係)に分課。
経済部別子山支所総務係を廃止し、経済係を産業係に名称変更。
教育委員会スポーツ振興課に高校総体推進係を設置。
消防本部消防総務課に消防団係を設置。
4. 4. 1 企画部総合政策課に政策研究班を新設。
企画部の秘書広報課と地方創生推進課を再編し、秘書課、シティプロモーション推進課を設置。
企画部別子銅山文化遺産課に教育委員会事務局から広瀬歴史記念館を移管。

企画部に文化スポーツ局を新設し教育委員会事務局から文化振興課、スポーツ振興課を移管。

総務部債権管理課を廃止し、収税課に統合。

福祉部保健センターを健康政策課に統合。

福祉部介護福祉課にねんりんピック推進係を新設。

福祉部にこども局を新設し、子育て支援課、こども保育課を設置。

子育て世代包括支援センターを保健センターから子育て支援課へ移管。

市民環境部男女共同参画課を男女参画・市民相談課に名称変更し、消費生活センターを地域コミュニティ課から男女参画・市民相談課へ移管。

市民環境部の上部支所、川東支所を市民課に統合。

市民環境部に環境エネルギー局を新設し、カーボンニュートラル推進室を設置するとともに、環境保全課とごみ減量課と環境施設課を再編し、環境衛生課、廃棄物対策課を設置。

図書館を社会教育課に統合。王子幼稚園を廃止。

上下水道局の企業総務課と企業経営課を統合し、企画経営課を設置。水道工務課を水道課に名称変更。下水道建設課と水源管理課を再編し、下水道課と施設管理課を設置。

消防総務課の消防団係を警防課へ移管。川東分署を北消防署川東分署に変更し消防課を設置。

5. 4. 1 企画部総合政策課政策研究班を廃止し、企画部に政策推進室を新設。

企画部ICT戦略課をデジタル戦略課に名称変更し、ICT政策係をデジタル推進係に名称変更。

企画部総合政策課の政策推進係をSDGs推進係に名称変更。

総務部市民税課と資産税課を統合し、課税課を新設。課税課に、市民税係(市民税グループ、諸税グループ)と固定資産税係(土地税グループ、家屋税グループ、償却資産税グループ)を新設。

福祉部健康政策課保健センターの成人・精神保健係を健康推進係に統合。

福祉部子育て支援課の支援係をこども未来推進係に名称変更し、同課子育て世代包括支援センターの子育て応援係を子ども支援係に名称変更。

市民環境部廃棄物対策課の衛生センターを廃止。

経済部産業振興課の商工係、企業立地係、労政係を経営支援係、立地支援係、人材確保係に名称変更。

経済部観光物産課にふるさと特産品係を新設。

経済部農地整備課を農林水産課に統合し、生産支援係、経営推進係、生産支援係、法定外公共物係に係を再編。

経済部別子山支所の市民係を同支所地域振興係に統合。

建設部河川水路課を廃止し、所管事務を同部都市計画課及び上下水道局へ移管。

建設部都市計画課に河川係を新設。

教育委員会事務局社会教育課図書館の管理係、司書係、相談係を管理運営係、サービス係に係を再編。

6. 4. 1 総務部収税課の債権管理係を廃止。福祉部介護福祉課のねんりんピック推進係を廃止。

福祉部金子保育園を廃止。

福祉部子育て支援課をこども未来課に、こども未来推進係をこども政策係に、給付係を子育て支援係に名称変更。合わせて、子育て世代包括支援センターをこども家庭センターに、こども支援係を相談支援係に名称変更。

市民環境部廃棄物対策課を分課し、環境施設課を新設。合わせて施設整備係、清掃センター(管理係)、最終処分場を環境施設課へ移管。

教育委員会事務局学校教育課を分課し、学校施設課を新設。合わせて管理係の業務を学校施設課へ移管し、施設係と学校再編係の2係を設置。

教育委員会事務局学校給食課に西部学校給食センターを設置。

7. 4. 1 企画部政策推進室を廃止。

総務部人事課の人事係、給与係、研修厚生係の3係を人材育成係、給与係の2係に再編。

市民環境部市民課の上部支所及び川東支所を廃止。同課のマイナンバーカード交付係をマイナンバーカード係に名称変更。

市民環境部環境エネルギー局カーボンニュートラル推進室と環境衛生課を統合し、環境政策課を新設し、カーボンニュートラル推進係、環境保全係、墓地管理係の3係を設置。

経済部観光物産課の観光物産係とふるさと特産品係の2係を観光物産係の1係に統合。

8 給与・報酬及び費用弁償

(1) 特別職の給料・報酬

(単位：円)

職 名		27. 4 改正 27. 4 適用	28. 4 改正 28. 4 適用	28.12 改正 29. 7 適用
市 長	月 額	955,000	956,000	956,000
副 市 長 (統 括)	〃	779,000	780,000	780,000
副 市 長 (特 命)	〃	682,000	683,000	683,000
監 査 委 員	〃	441,000	442,000	442,000
固 定 資 産 評 価 員	〃	—	—	—
教 育 長	〃	657,000	658,000	658,000
教 育 委 員 会 委 員	〃	126,100	126,100	126,100
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	日 額	22,900	22,900	22,900
選 挙 管 理 委 員	〃	20,900	20,900	20,900
選 挙 管 理 委 員 補 充 員	〃	14,100	14,100	14,100
監 査 委 員 (非 常 勤)	月 額	250,900	250,900	250,900
監 査 委 員 (議 会 選 任)	〃	52,100	52,100	52,100
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	日 額	14,100	14,100	14,100
公 平 委 員 会 委 員 長	〃	15,600	15,600	15,600
公 平 委 員 会 委 員	〃	15,600	15,600	15,600
農 業 委 員 会 会 長	月 額	62,700	62,700	62,700
農 業 委 員 会 会 長 代 理	〃	49,100	49,100	49,100
農 業 委 員 会 委 員	〃	44,200	44,200	41,700
農 業 委 員 会 部 会 長	〃	49,100	49,100	—
選 挙 長	日 額	19,800	19,800	19,800
開 票 管 理 者 及 び 投 票 所 の 投 票 管 理 者	〃	18,200	18,200	18,200
開 票 立 会 人、選 挙 立 会 人 及 び 投 票 所 の 投 票 立 会 人	〃	14,100	14,100	14,100
法令又は条例の規定により出頭した選挙人、 その他関係者	〃	9,000	9,000	9,000
法令又は条例の規定により公聴会に参加した者の 実費弁償	〃	9,000	9,000	9,000

注 1：平成21年4月1日に副市長の定数を1人から2人に改正し、副市長(統括)及び副市長(特命)とした。

注 2：一般職の職員が固定資産評価員の職を兼ねるときは、報酬を支給しないこととした。

(2) 職員給与

ア 補職別平均給料

(R7.4.1 現在)

区 分 補 職	人 員 人	給 料 円	勤 続 年 数		年 齢		最 高				最 低			
							給 料 円	勤 続 年 数		年 齢		給 料 円	勤 続 年 数	
			年	月	歳	月		年	月	歳	月		年	月
部 長 相 当 職	10	465,300	35	0	58	1	468,800	36	1	58	11	463,800	35	1
次 長 相 当 職	31	431,458	32	8	56	3	438,700	32	1	55	11	428,700	37	1
課 長 相 当 職	46	409,378	31	11	54	2	412,300	35	1	58	2	406,500	33	1
主・技幹相当職	35	407,514	31	8	53	6	412,000	35	1	54	9	406,000	31	1
副課長相当職	136	391,983	28	10	51	2	398,200	35	1	59	11	377,900	21	1
係長相当職	129	363,331	23	9	47	3	386,100	39	1	57	10	337,800	7	1
主査相当職	69	365,507	24	6	47	11	386,100	39	1	59	11	326,600	15	1
主任相当職	155	300,190	11	10	37	9	354,700	31	1	54	8	281,200	9	1
主事相当職	270	241,076	4	2	30	0	277,400	13	1	34	6	188,000	0	1
技能労務職	7	327,971	30	10	58	8	386,100	41	1	59	8	381,000	33	1
教 育 職	7	424,158	25	3	51	3	440,225	33	1	55	0	408,838	27	1
計	895	327,829	17	10	42	2								

イ 初任給

初級(高校卒)	行政職	188,000円
中級(短大卒)	"	204,400円
上級(大学卒)	"	220,000円

ウ ラスパイレス指数

年	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
指数	99.9	100.0	99.6	99.7	99.2	99.5	99.7	99.1	98.9	99.0

注1：ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(3) 旅 費

(単位：円)

区 分	航空賃	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	
1. 市 長 等	実費	1,500	14,800	13,300	3,000
2. 行政職給料表 4級以上の職務にある者	実費	1,300	13,100	11,800	2,600
3. 行政職給料表 3級以下の職務にある者	実費	1,100	10,900	9,800	2,200

備考 1. 宿泊料の項中甲地方とは、東京都、大阪市、京都市、名古屋市、神戸市、横浜市及び北九州市の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

2. 航空賃は、北海道若しくは沖縄地区へ旅行する場合若しくは公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合であって、旅行命令権者の承認したものに限り支給する。

9 職 員 研 修

職員研修実施内容（令和6年度）

(1) 基本研修

研修名	対 象 者	研 修 内 容	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
第1部	令和6年4月1日付 新規採用職員 令和6年10月1日付 新規採用職員	市の行政、組織、地方公務員の心構え等市職員としての基礎的知識を習得させ、職場への適応力を養う。 また、新居浜市の発展基礎となった別子銅山の歴史と現存する産業遺産について理解を深める。	36人	計 13日	前期 消防コミュニティ防災センター アビリティセンター(株) 高岡智望 庁内講師 3市合同研修 川之江ふれあい交流センター 愛媛大学 仲道雅輝 中期 消防コミュニティ防災センター アビリティセンター(株) 高岡智望 白石香里 庁内講師 後期 消防コミュニティ防災センター 愛媛大学 仲道雅輝 庁内講師 10月採用 34会議室 庁内講師 産業遺産研修 旧別子銅山登山 庁内講師 AED講習 合同庁舎5階災害対策室 庁内講師
第2部	採用後1年 経過職員	新居浜市発展の礎である別子銅山の産業遺産を訪ね住友との共存共栄について理解を深める。 また、市職員として職務を遂行する上で必要な基礎的な知識を体系的に習得させるとともに公務員としての自覚を高める。	32人	計 2日	産業遺産研修 広瀬歴史記念館他 庁内講師 集合研修 消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子 新居浜市社会福祉協議会 庁内講師
第3部	採用後6年 経過職員	最も成長力のある重要な段階であることを認識させ、効率的な職務遂行能力の向上と積極的な執務態度を養う。	24人	1日	消防コミュニティ防災センター 株式会社タイワ 近藤 智佳 庁内講師
第4部	主任昇任職員	職務遂行にあたってコミュニケーションの重要性を認識させ高度の行政能力を養うとともに、管理上の原則的な知識を体系的に理解させる。	22人	1日	消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第5部	主査昇任職員	仕事の管理やチームワークの形成などに関する基本を組織的、体系的に習得させる。	12人	1日	消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子 株式会社タイワ 近藤 智佳 庁内講師
第6部	係長昇任職員	管理指導に関する原理、原則などを理解させ、指導能力、職務遂行能力を養い、円滑な行政運営のリーダーを育成する。また、人事考課者となるため、その基本を習得する。	21人	1日	消防コミュニティ防災センター アビリティセンター株式会社 小笠原豊道

第7部	副課長昇任職員	職務管理執行の補佐として必要な知識、技能を習得させ、多角的な行政対応能力及び管理能力を養う。 また、人事評価の意義と目的を学ぶとともに評価者演習を実施することで、評価者に求められる評価能力の向上と均質化を図る。	21	1	人事評価研修 消防コミュニティ防災センター 一般社団法人 日本経営協会 酒井 眞
第8部	課長、主幹、技幹昇任職員	総合的な視野に立って行政目的を効率的に達成するために必要な管理能力の向上を図る。 また、部下の能力開発の促進・人材育成を目的として実施する人事評価において、評価者としての面談の重要性を理解するとともに面談の進め方を学び、部下の成長につながる面談を実践できるようになる。	20	計3	ラインケア研修 消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子 人事評価研修 消防コミュニティ防災センター 一般社団法人 日本経営協会 酒井 眞

(2) 特別研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
情報セキュリティ等に関する職場研修	全職員	人 全職員	日 —	各職場
OA研修 情報セキュリティコース、個人情報保護コースデジタルリテラシー習得	全職員（4年間に分けて実施）3年目	292	—	庁内LAN接続パソコン
会計年度任用職員研修	会計年度職員	23	1	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
文書担当・庶務担当者説明会	課所室長、及び文書担当職員又は庶務担当職員	123	1	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
副課長昇任候補者研修	副課長昇任者及び係長在職7年以上の希望職員	16	1	消防コミュニティ防災センター 愛媛大学 仲道 雅輝
やさしい日本語講座 （基礎編／実践編）	窓口対応及び市民対応の多い職員	51	2	消防コミュニティ防災センター 新居浜市国際交流協会 土井 美智子
資産形成セミナー	希望職員	31	1	消防コミュニティ防災センター 新居浜市指定金融機関 伊予銀行
3市合同技術職員研修	土木技術職員希望者	32	計3	合同庁舎5階災害対策室他 特定非営利活動法人 愛媛県建設技術支援センター
介護セミナー	希望職員	21	1	消防コミュニティ防災センター 一般社団法人 愛媛県介護支援専門員協会 矢川 ひとみ
働き方改革研修	主任級の女性職員	25	1	消防防災合同庁舎5階災害対策室 (株)パソナフォスター 長畑 久美子
課長級昇任候補者研修	副課長級在職5年の職員及び課長、主・技幹級職員	22	1	消防コミュニティ防災センター 岡山理科大学 秦 敬治
交通安全研修	各課所室長	60	1	消防コミュニティ防災センター 愛媛県新居浜警察署 交通課 伊藤 誠悟

(3) 人権・同和研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
校区別人権教育市民講座		337人	7月～11月	18地区17会場
人権・同和教育主担者研修	人権・同和教育主担者	35	1	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
人権クロスミーティング(指導者編)	主査、副課長昇任職員	35	1	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
人権クロスミーティング(基礎編)	2年目・3年目年職員	54	1	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
人権・同和教育指導者養成研修	各課所室管理職1名以上 人権・同和教育主担者	94	1	消防コミュニティ防災センター 庁内講師

(4) 市町村アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
広報の効果的实践	庁内人選	1人	9日	千葉市
住民協働による地域づくり	庁内人選	1	5	千葉市
住民行政事務能力の向上	庁内人選	1	5	千葉市
管理職のためのリーダーシップ・マネジメント講座	庁内人選	1	3	千葉市
固定資産税課税事務(土地)	庁内人選	1	9	千葉市
地方公会計制度	庁内人選	1	5	千葉市
職員研修の企画と実践	庁内人選	1	9	千葉市
ナッジ等を活用した政策イノベーション	庁内人選	1	5	千葉市
政策の最先端	庁内人選	1	3	千葉市
住民税課税事務	庁内人選	2	11	千葉市
議会事務	庁内人選	1	5	千葉市
災害に強い地域づくりと危機管理	庁内人選	1	9	千葉市
職場のリーダー養成講座	庁内人選	1	5	千葉市

(5) 国際文化アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
自治体外国人施策の実務	庁内人選	1人	3日	大津市
市町村税徴収事務	庁内人選	1	11	大津市
次世代を担う若手職員育成研修	庁内人選	1	5	大津市
資金調達運用・財政分析の集中講座	庁内人選	1	3	大津市
自治体職員のための行動経済学	庁内人選	1	3	大津市
自治体財政運営の理論と実際	庁内人選	1	3	大津市
G X の推進と地域の産業政策	庁内人選	1	3	大津市

固定資産税課税事務(家屋)	庁内人選	1	11	大津市
公営住宅実務	庁内人選	1	3	大津市
相談業務担当職員のためのコミュニケーション技法	庁内人選	1	3	大津市
地域からゼロカーボンを考える ～GXの推進を目指して～	庁内人選	1	3	大津市
地域公共交通の維持と確保に向けて	庁内人選	1	3	大津市
自治体職員のためのデータ分析の基本 ～分析から政策展開へ～	庁内人選	2	3	大津市

(6) 愛媛県研修所

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
タイムマネジメント講座	庁内人選	2 人	2 日	松山市
E B P M実践力向上講座	庁内人選	2	2	松山市
法制執務講座	庁内人選	6	2	オンライン
クレーム対応講座	庁内人選	9	1	東予地方局
地方自治法講座	庁内人選	1	2	松山市
行政法講座	庁内人選	1	2	松山市
広報戦略とマスコミ対応講座	庁内人選	1	2	松山市
民法講座	庁内人選	6	2	オンライン
コーチング講座	庁内人選	1	2	松山市
多様な協働事業推進講座	庁内人選	1	2	松山市
折衝力・交渉力講座	庁内人選	1	2	松山市
問題解決・政策形成・発想力PU講座	庁内人選	2	2	松山市
文章力基礎講座	庁内人選	1	2	松山市
アサーティブコミュニケーション講座	庁内人選	6	2	松山市
部長級・次長級セミナー	庁内人選	1	1	松山市
危機管理(住家被害認定調査)講座	庁内人選	2	2	松山市

(7) 全国建設研修センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
建築工事監理Ⅰ	担当者	1 人	5 日	小平市
若手職員のための建設工事のポイント (土木コース)	担当者	1	14	オンライン
土木施工監理	担当者	1	3	小平市
品質確保と検査	担当者	1	4	小平市

(8) 日本経営協会

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
新任担当者のための秘書実務	庁内人選	1 人	2 日	大阪市
滞納処分できない自治体債権の滞納整理講座	庁内人選	2	2	オンライン
納税交渉・財産調査及び搜索から差押えの実務	庁内人選	1	1	オンライン
用地取得の税務実務	庁内人選	1	1	オンライン
情報システム担当者の基本実務	庁内人選	1	1	オンライン
公営住宅の管理・滞納家賃回収・不当行為等への対応講座	庁内人選	1	2	オンライン
家屋評価の仕組み「木造家屋の評価の基本実務」	庁内人選	1	2	オンライン
都市計画・土地利用誘導の基本と実践	庁内人選	1	1	オンライン
土地開発公社の適正な会計処理実務	庁内人選	1	2	オンライン
地方公共団体のための出納事務の運用実務講座	庁内人選	1	2	オンライン
健康で働きやすい職場づくりのためのメンタルヘルスの基本と法知識	庁内人選	1	2	オンライン
地方公営企業の消費税	庁内人選	1	2	大阪市

(9) 愛媛県等派遣

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県派遣	庁内人選	4 人	365 日	
その他	庁内人選	3	365	後期高齢者医療連合・滞納整理機構

(10) 議会関係

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
市民福祉委員会所管事務調査同行	担当者	1 人	4 日	湖南市他
企画教育委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	北本市他
経済建設委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	瀬戸市他
議会運営委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	常総市他
人口減少対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	福井市他
防災・災害対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	千葉市他
都市基盤整備促進特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	富士市他

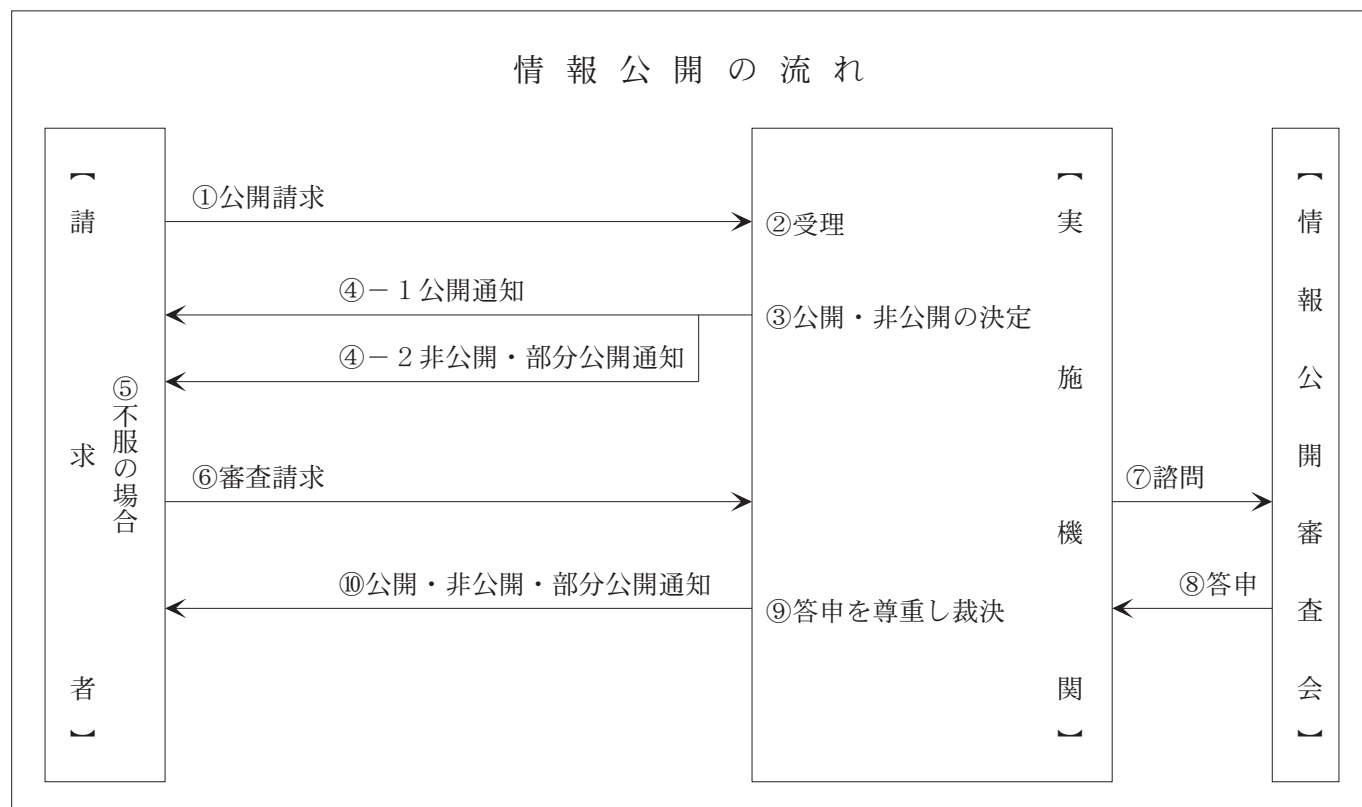
(11) その他

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
災害マネジメント総括支援員等集合研修	庁内人選	1 人	1 日	東京都

10 情報公開制度

「情報公開制度」は、市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を推進するために、市が保有している行政情報（公文書）を広く公開・提供するもので、平成19年度に新居浜市情報公開条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 情報公開の請求から公開までの手続



(2) 審査請求

非公開の決定等に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長等に対して、審査請求をすることができる。

この場合、市長等は、公正な判断を行うため学識経験者で組織する新居浜市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決することになる。

(3) 情報公開制度の運用状況

市政だよりやホームページにおいて毎年1回公表している。

公文書公開請求の実施機関別件数と処理状況

年度 実施機関 処理状況	令和 5		6	
	市 長	その他の機関	市 長	その他の機関
公 開	33	4	41	15
部 分 公 開	41	3	31	3
非 公 開	0	0	2	0
不 存 在	1	0	6	0
合 計	75	7	80	18

注：実施機関とは、市長（上下水道局を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会のことをいう。

11 個人情報保護制度

「個人情報保護制度」は、行政機関の適正かつ円滑な運営を図りつつ、市における個人情報の取得、利用、管理等について適正な取扱いを行い、個人の権利利益を保護するとともに、自己情報の開示、訂正及び利用停止の権利を保障するもので、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律に基づく全国的な統一ルールのもと運用している。

(1) 個人情報の定義

生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいう。

(2) 個人情報の保有

法令の定める所掌事務又は事業を遂行するために必要な場合に限り、利用目的をできる限り特定したうえで、保有する。

(3) 個人情報の利用及び提供

利用目的以外の利用及び提供は、法令に基づく場合を除き行うことができない。

(4) 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

市が保有している自己を本人とする個人情報について、本人又は代理人からの請求により、開示、訂正及び利用停止の請求ができる。

(5) 審査請求

個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等に不服があるときは、審査請求をすることができる。この場合、市長等は、公正な判断を行うため、学識経験者で組織する新居浜市行政不服審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決することになる。

(6) 個人情報ファイル簿の作成及び公表

令和5年度からは、本人の数が1,000人以上で1年を超えて保有する個人情報について、個人情報ファイル簿を作成し公表している。

(7) 個人情報保護制度の運用状況

市政だよりやホームページにおいて毎年1回公表している。

自己に係る個人情報開示請求の実施機関別件数と処理状況

年度 実施機関 処理状況	令和5		6	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
開示	2	1	1	0
部分開示	1	0	0	3
不開示	2	0	0	0
不存在	0	0	1	0
合計	5	1	2	3

注：実施機関とは、市長（上下水道局を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会のことをいう。

12 市史編さん

市史編さんは、後世に新居浜市の歴史を継承するとともに、市民に郷土への関心を深めてもらうための取組とする。

市史刊行計画及び市史編さん基本方針に基づき、市史刊行に向けて資料の収集及び調査を進める。

令和7年度は、『史料編 古代・中世』刊行の取り組みを進めるとともに、市民が歴史に対する理解を深めることができるよう、歴史講演会等を開催する。